

令和5年第3回中間市議会定例会会期日程

(会 期 6月20日～7月4日：15日間)

月 日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
6月20日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 同意案第1号～同意案第10号 3. 承認第1号～承認第10号 4. 第28号議案～第37号議案 5. 委員会提出議案第3号 「 議案上程・提案理由説明・質疑 」「 「 討論・採決・委員会付託 」
			総合政策 委員会	
			産業消防 委員会	
6月21日	水	休 会		
6月22日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 承認第1号～承認第10号 3. 第28号議案～第37号議案 「 委員長報告・質疑・討論・採決 」「 「 委員会付託 」
6月23日	金	休 会		
6月24日	土	休 会		
6月25日	日	休 会		
6月26日	月	休 会	委員会	
6月27日	火	休 会	委員会	
6月28日	水	休 会	委員会	
6月29日	木	休 会	委員会	
6月30日	金	休 会	委員会	
7月 1日	土	休 会		
7月 2日	日	休 会		
7月 3日	月	休 会		
7月 4日	火	開 議 午前10時		1. 第30号議案～第37号議案 2. 意見書案第5号～意見書案第7号 「 議案上程・提案理由説明 」「 「 委員長報告・質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第3回中間市議会定例会

令和5年6月20日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和5年3月7日、13日、4月4日、5月15日、6月7日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) 令和4年度・令和5年度一般会計及び特別会計等 | 令和5年1月～4月分 |
| (2) 令和4年度中間市水道事業会計 | 令和5年1月～2月分 |
| (3) 令和4年度中間市公共下水道事業会計 | 令和5年1月～2月分 |

2. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を、令和5年3月3日、6日、27日、5月22日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

生活支援課	令和元年度 令和2年度 令和3年度
-------	-------------------------

学校指導課	令和元年度 令和2年度 令和3年度
-------	-------------------------

介護保険課	令和2年度 令和3年度
-------	----------------

学校教育課	令和元年度 令和2年度 令和3年度
-------	-------------------------

中間中学校 平成30年度
令和元年度
令和2年度
令和3年度
令和4年度

中間南中学校 平成30年度
令和元年度
令和2年度
令和3年度
令和4年度

3. 地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度中間市一般会計繰越明許費繰越計算書を5月24日付で市長から受領した。

(意見書の提出)

4. 令和5年3月23日の本会議で可決された下記の意見書を、同日付で関係機関に対してそれぞれ送付した。

記

- (1) 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書
- (2) 保育士配置基準を見直し保育士の増員を求める意見書
- (3) 認知症の人も家族も安心な社会の構築を求める意見書
- (4) 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書

議事日程(第1号)

令和5年6月20日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意案第1号 副市長の選任について
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 同意案第2号 教育委員会教育長の任命について
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 同意案第3号 教育委員会委員の任命について
(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 同意案第4号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 同意案第5号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意案第6号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意案第7号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意案第8号 農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意案第9号 農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意案第10号 農業委員会委員の任命について
(日程第5～日程第11 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第12 承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和5年度中間市一般会計補正予算(第1号))
- 日程第13 承認第2号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和5年度中間市一般会計補正予算(第2号))
- 日程第14 承認第3号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和5年度中間市一般会計補正予算(第3号))
- 日程第15 承認第4号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和5年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第1号))
- 日程第16 承認第5号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和5年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号))
(日程第12～日程第16 提案理由説明)

- 日程第17 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(中間市市税条例の一部を改正する条例)
- 日程第18 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(中間市都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 日程第19 承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
(日程第17～日程第19 提案理由説明)
- 日程第20 承認第9号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第21 承認第10号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
(日程第20・日程第21 提案理由説明)
- 日程第22 第28号議案 令和5年度中間市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第23 第29号議案 令和5年度中間市水道事業会計補正予算(第1号)
(日程第22・日程第23 提案理由説明・質疑・委員会付託)
- 日程第24 第30号議案 令和5年度中間市一般会計補正予算(第5号)
(日程第24 提案理由説明)
- 日程第25 第31号議案 中間市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例
- 日程第26 第32号議案 中間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第27 第33号議案 中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第28 第34号議案 中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第29 第35号議案 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第30 第36号議案 中間市火災予防条例の一部を改正する条例
(日程第25～日程第30 提案理由説明)
- 日程第31 第37号議案 中間市第5次総合計画基本構想の策定について
(日程第31 提案理由説明)
- 日程第32 委員会提出議案 中間市第5次総合計画基本構想の策定に関する審査特別委員会
第3号 委員会の設置について
(日程第32 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第33 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1 番	小林 信一君	2 番	堀田 克也君
3 番	田口 善大君	4 番	蛙田 忠行君
5 番	柴田 芳信君	6 番	田口 澄雄君
7 番	山本 慎悟君	8 番	安田 明美君
9 番	掛田るみ子君	10 番	中尾 淳子君
11 番	阿部伊知雄君	12 番	大和 永治君
13 番	柴田 広辞君	14 番	下川 俊秀君
15 番	井上 太一君	16 番	中野 勝寛君

欠席議員（0名）

欠 員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	福田 浩君	総務部長	………	田代 謙介君
総務部参事	………	後藤 謙治君	保健福祉部長	………	冷牟田 均君
市民部長	………	米満 孝智君	教育部長	………	蔵元 洋一君
教育部参事	………	森 秀輔君	建設産業部長	………	村上 智裕君
環境上下水道部長	………				田中 秀一君
消防長	………	高野 智宏君	総務課長	………	井上 篤君
財政課長	………	持田 将一君	企画課長	………	芳賀麻里子君
健康増進課長	………	八汐 雄樹君	こども未来課長	………	平川 佳子君
福祉支援課長	………	山本 竜男君	介護保険課長	………	友廣 慎也君
人権男女共同参画課長	………				石井 浩司君
課税課長	………	大内 智二君	産業振興課長	………	宮崎 泰司君
建設課長	………	白石 和也君	上水道課長	………	伊藤 英彦君
環境保全課長	………	岡 和訓君	消防本部次長	………	上本 聡君
予防課長	………	伊藤 裕之君			

事務局出席職員職氏名

事務局長 佐伯 道雄君
書記 本田 裕貴君

書記 志垣 憲一君
書記 山本 和美君

議案の委員会付託表

令和5年6月20日

第3回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
第28号議案	令和5年度中間市一般会計補正予算（第4号）	総合政策
第29号議案	令和5年度中間市水道事業会計補正予算（第1号）	産業消防

午前 10 時 00 分開会

○議長（中野 勝寛君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 16 名で、定足数に達しております。これより、令和 5 年第 3 回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。報告事項は、お手元に配付しております。朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は、省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 1. 会期の決定

○議長（中野 勝寛君）

これより、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から 7 月 4 日までの 15 日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は 15 日間と決しました。

日程第 2. 同意案第 1 号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第 2、同意案第 1 号、副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

同意案第 1 号、副市長の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の副市長につきましては、前任の白尾啓介氏の任期が令和 3 年 12 月 31 日に満了となって以降、現在に至るまで不在となっており、行政運営に多大な支障を来している状況でございます。

つきましては、新たな副市長といたしまして、今後の本市の行政運営に必要な経験及び知識を豊富に有する田代謙介氏を選任いたしたく、地方自治法第 162 条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏につきましては、本市の職員として、財政課長、秘書広報課長、市長公室長、総務部長を歴任し、本市における行政経験が豊富でありますことから、私を補佐し、その政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督するという副市長の職責を果たし得るものと思料しております。

なお、議会の同意をいただきましたら、田代氏の副市長就任は、令和 5 年 7 月 1 日とい

たしたいと考えております。ご同意のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号は、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。柴田芳信君。

○議員（5番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。2021年の12月の新聞記事を読ませていただきました。その中で、任期満了を31日に迎える白尾啓介副市長の後任を置かず、当面副市長ポストを空席とする考えを中間市として明らかにしたと。市は、14日の閉会の市議会12月定例会に白尾氏の後任選任案を提案しなかった。その時に福田市長は取材で焦らず、できるだけご理解いただける人事案を検討したいと語っておられます。

地方自治法第167条を見ますと、副市町村長は市町村長を補佐し、市町村長の命を受けて政策、企画をつかさどり、その補助機関たる職員の担任する事務を監督することとされています。

また、同条第2項においては、市町村長の権限に属する事務のうち、委任を受けたものについては執行すると規定されています。具体的には市町村長に代わって業務の詳細についての検討や政策の企画の立案を行ったりするほか、市町村長の判断が不要な重要でない案件若しくは市町村長の委任を受けた事案についての決定や処理を行うというふうになっています。

この間ですね、1年半以上の副市長の空席は、市民にとっても余りにも長過ぎ、市民の皆さん方の今後ですね、声に真摯に向き合い、ぜひ行政を遂行していただきますよう、強く要望するところであります。今回、市長が提案された案件に対して、意見を付しての賛成といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、同意案第1号、副市長の選任についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案について賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長(中野 勝寛君)

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、同意案第1号については、これに同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時04分休憩

.....

午前10時06分再開

○議長(中野 勝寛君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3. 同意案第2号

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第3、同意案第2号、教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長(福田 浩君)

同意案第2号、教育委員会教育長の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の教育長につきましては、前任の片平慎一氏の任期が本年1月3日に満了となって以降、現在に至るまで不在となっており、教育行政に多大な支障を来している状況でございます。

つきましては、新たな教育長といたしまして、蔵元洋一氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏につきましては、人格が高潔であり、本市の教育部長としてその力を発揮し、また、企画政策課長、財政課長、保健福祉部参事を歴任し、多くの分野での組織運営に携わるなど、教育行政について幅広い識見及び経験を有しているものと思料しております。

なお、議会の同意をいただきましたら、蔵元氏の教育長就任は、令和5年7月1日といたしたいと考えております。ご同意のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(中野 勝寛君)

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第2号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。田口澄雄君。

○議員（6番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。同意案第2号、教育委員会教育長の任命について賛成意見を申し述べます。

もともと戦後の教育委員会は、選挙で選ばれた教育委員たちが、その自治体の教育のあり方を決めるという民主的な制度として発足をしました。これは戦前の中央集権的な教育行政の反省からなされたものです。その後、教育委員会の公選制度が廃止をされ、形骸化が進行しました。

また、教育長についても、行政からの独立が担保されてきましたが、2015年、平成27年4月からは、首長が議会同意を得て直接任命・罷免を行うという制度に変えられました。中間市でも教育の専門家である教育経験者の教育長任命が常態化をしていましたが、今回の人事案件では、一般行政職の現役職員が教育長に推薦され、議会の同意を求めるという形となりました。これは教育行政の権力からの独立性からすると問題があります。

しかし、このことを理由として反対するとなりますと、今後法改正がなされない限り、教育長については賛成できないということになります。一方で、現場職員や市民の方からも、長期にわたって教育長が不在である現状に問題視をする声も出てきています。

今回の人事案件については、そうしたことも考慮の上、賛成いたしますが、あくまでも行政からの独立性を担保し、よりよい教育のために何をどうするのかの観点で、行政の長におもねることなく、職務を全うしていただきたいということを申し上げて、意見を付しての賛成といたします。

○議長（中野 勝寛君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

これにて討論を終結いたします。

これより、同意案第2号、教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案について賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

(賛成・反対ボタンにより電子表決)

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、同意案第2号については、これに同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

.....
午前10時11分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----
日程第4. 同意案第3号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第4、同意案第3号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

同意案第3号、教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の教育委員会委員でありました太田かおり氏の任期が今月17日で満了となりましたことから、後任の委員といたしまして、教育行政に高い識見を有しておられます同氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるるものでございます。ご同意のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第3号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、同意案第3号、教育委員会委員の任命についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案について賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。よって、同意案第3号については、これに同意することに決しました。

日程第 5. 同意案第 4号

日程第 6. 同意案第 5号

日程第 7. 同意案第 6号

日程第 8. 同意案第 7号

日程第 9. 同意案第 8号

日程第10. 同意案第 9号

日程第11. 同意案第10号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第5、同意案第4号から日程第11、同意案第10号までの同意案7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

同意案第4号、農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。本市の農業委員会委員は、来月19日をもちまして、その任期が満了となりますことから、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができ、かつ、認定農業者である貞末重雄氏を同委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第5号、農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。本市の農業委員会委員は、来月19日をもちまして、その任期が満了となりますことから、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができ、かつ、認定農業者である日高靖氏を同委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第6号、農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。本市の農業委員会委員は、来月19日をもちまして、その任期が満了となりますことから、農

業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができ、かつ、当該所掌事項に関し利害関係を有しない井上俊子氏を引き続き同委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第7号、農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。本市の農業委員会委員は、来月19日をもちまして、その任期が満了となりますことから、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができる貞末照氏を引き続き同委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第8号、農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。本市の農業委員会委員は、来月19日をもちまして、その任期が満了となりますことから、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができ、かつ、認定農業者である柴田功氏を引き続き同委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第9号、農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。本市の農業委員会委員は、来月19日をもちまして、その任期が満了となりますことから、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができる白橋宏氏を引き続き同委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第10号、農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。本市の農業委員会委員は、来月19日をもちまして、その任期が満了となりますことから、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができ、かつ、認定農業者である牧野謙二氏を引き続き同委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案7件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

討論なしと認めます。

これより、同意案第4号から同意案第10号までの同意案7件を順次採決いたします。

まず、議題のうち、同意案第4号、中間市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。同意案第4号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第4号は同意することに決しました。

次に、同意案第5号、中間市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。同意案第5号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第5号は同意することに決しました。

次に、同意案第6号、中間市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。同意案第6号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第6号は同意することに決しました。

次に、同意案第7号、中間市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。同意案第7号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第7号は同意することに決しました。

次に、同意案第8号、中間市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。同意案第8号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第8号は同意することに決しました。
次に、同意案第9号、中間市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りいたします。同意案第9号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第9号は同意することに決しました。
次に、同意案第10号、中間市農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りいたします。同意案第10号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中野 勝寛君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第10号は同意することに決しました。

日程第12. 承認第1号

日程第13. 承認第2号

日程第14. 承認第3号

日程第15. 承認第4号

日程第16. 承認第5号

○議長(中野 勝寛君)

次に、日程第12、承認第1号から日程第16、承認第5号までの専決処分5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長(福田 浩君)

承認第1号、令和5年度中間市一般会計補正予算(第1号)につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、令和4年度までは公費負担による特例臨時接種として実施しておりましたが、本年3月24日に令和5年度のワクチン接種の方針について国から通知があり、特例臨時接種の期間を令和6年3月末まで1年間延長し、令和5年春開始接種として、初回接種を完了した65歳以上の高齢者、5歳以上の基礎疾患を有する方、医療従事者等を対象に1回の追加接種を、さらに、令和5年秋開始接種として、初回接種を完了した5歳以上の全ての方を対象に1回の追加接種を実施することとなりました。

この方針に沿って接種体制を整備するためには、早急な事業実施が必要であり、議会を

招集する時間的余裕がなかったことから、関連経費を計上した補正予算を本年3月30日付けで専決処分としたものでございます。

それでは、補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

まず、歳出の主なものとしたしましては、衛生費におきまして、ワクチン接種業務に従事する医師等の出務委託料等7,670万円、コールセンター及び集団接種会場の運営委託料6,330万円、接種券発送に要する経費として、印刷製本費、通信運搬費、システム改修委託料等1,110万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳入としたしましては、国庫支出金におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金7,670万円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金1億730万円をそれぞれ計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億8,417万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ181億8,986万3,000円としたものでございます。

次に、承認第2号、令和5年度中間市一般会計補正予算（第2号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、国において、対象児童1人につき5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を給付することが決定されたことに伴うものでございます。

この給付金のうち、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯分については可能な限り5月までに、また、その他の対象世帯分についても可能な限り速やかに給付する方針が国において示されたことから、本市においても国の方針に沿って給付を早急を実施する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、関連経費を計上した補正予算を本年4月21日付けで専決処分したものでございます。

補正の内容としたしまして、まず、歳出につきましては、民生費におきまして、ひとり親世帯分の子育て世帯生活支援特別給付金を5,000万円、システム改修委託料等の給付に係る事務費を330万円計上いたしております。

また、その他世帯分の子育て世帯生活支援特別給付金を3,100万円、システム改修委託料等の給付に係る事務費を180万円計上いたしております。

また、この事業に要する経費の財源となる歳入につきましては、国庫支出金におきまして、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の事業費及び事務費として、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金に、ひとり親世帯分とその他世帯分を合わせて歳出と同額の8,610万円を計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ8,618万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ182億7,604万3,000円としたものでございます。

次に、承認第3号、令和5年度中間市一般会計補正予算（第3号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

今回の補正は、本年3月22日に内閣府から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額について通知があり、その中で低所得者世帯支援枠として住民税非課税世帯1世帯当たり3万円が措置されたことから、本市においても物価高騰対策のための給付金を給付するものでございます。

この給付金につきましては、物価高騰対策の趣旨を踏まえ、給付業務を早急を実施する必要があり、当該予算につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、関連経費を計上した補正予算を先月1日付けで専決処分としたものでございます。

補正の主な内容といたしまして、まず、歳出につきましては、民生費におきまして、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を2億1,900万円、また、給付に係る事務費として、案内文書の送付等に係る通信運搬費を180万円、受付、コールセンター運営等の業務委託料を1,160万円、システム改修委託料を230万円計上いたしております。

また、この事業に要する経費の財源となる歳入につきましては、国庫支出金におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金・低所得世帯支援枠分を2億3,720万円計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ2億3,725万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ185億1,329万3,000円としたものでございます。

次に、承認第4号、令和5年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第1号）につきましては、本年5月31日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

令和4年度の間接市特別会計国民健康保険事業の決算を調製いたしましたところ、歳入総額にあつては48億9,160万円、また、歳出総額にあつては55億4,360万円となり、差引き6億5,200万円の不足が生じました。

これを補填するため、令和5年度補正予算として、歳出につきましては、9款の前年度繰上充用金に、また、歳入につきましては、8款の諸収入にそれぞれ6億5,204万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,492万8,000円といたしました。

なお、令和4年度単年度決算につきましては、1億1,170万円の黒字決算となっております。この要因といたしましては、歳出におきまして、福岡県に納付する国民健康保険事業費納付金が前年度と比較し5,430万円の減額となったこと、歳入におきまして、

療養費に充当する普通交付金の概算交付額が過大交付となったことなどによるものであり、この過大交付分は、令和5年度に精算予定となっております。

また、国民健康保険税につきましては、被保険者数は減少しておりますが、前年度と比較して860万円の増額となっております。

令和5年度の国民健康保険財政につきましては、国民健康保険事業費納付金が増額し、その財源となる国民健康保険税については減額となることが見込まれます。さらに、令和4年度普通交付金の精算による歳出増等により、厳しい状況となることが想定されることから、今後につきましても、引き続き国民健康保険税率の適正化、各種補助金等の活用による財源確保及び保健事業への積極的な取組による医療費の適正化に努め、福岡県と連携し、国民健康保険財政の健全化を図ってまいりたい所存でございます。

次に、承認第5号、令和5年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）につきましては、本年5月31日付けで地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

令和4年度の中間市住宅新築資金等特別会計の決算を調製いたしましたところ、歳入総額にあつては300万円、また、歳出総額にあつては3億2,390万円となり、差引き3億2,080万円の不足が生じました。

これを補填するため、歳出につきましては、2款前年度繰上充用金に、また、歳入につきましては、2款諸収入にそれぞれ3億2,089万4,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ3億2,222万円といたしました。

なお、単年度収支におきましては、290万円の黒字決算となっております。

また、債権の回収及び債権放棄による債務残高の減少に伴い、平成22年度決算額6億1,445万円に対しまして、令和4年度決算額は、3億2,399万円となっております。

今後におきましても、未収債権回収に鋭意取り組んでまいります。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ここで、冷牟田保健福祉部長から、承認第3号の専決処分につきまして、説明の申し出があつておりますので、これを受けたいと思います。冷牟田保健福祉部長。

○保健福祉部長（冷牟田 均君）

承認第3号、令和5年度中間市一般会計補正予算（第3号）について、1点お詫びを申し上げます。

この専決処分につきましては、当初、専決処分日を本年4月28日とすることで、議員の皆様に対しまして、ご説明をさせていただいておりましたが、事務決裁上の誤りから、決裁日を本年5月1日に変更させていただいております。議員の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしました。心よりお詫び申し上げます。

今後は、事務決裁上の誤りがないよう努めてまいります。議会中、貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております専決処分5件に対する質疑は、6月22日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第17. 承認第6号

日程第18. 承認第7号

日程第19. 承認第8号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第17、承認第6号から日程第19、承認第8号までの専決処分3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第6号及び承認第7号につきましては、関連がございますので、あわせてご報告申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国における令和5年度の税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律等が本年3月31日に公布されたことに伴い、中間市市税条例及び中間市都市計画税条例を改正する必要が生じましたが、これらの法律等の施行日が原則として本年4月1日でありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分といたしましたので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求めるものでございます。

初めに、承認第6号の中間市市税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

まず、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しとして、新型コロナウイルス感染症の流行等を背景とした半導体不足の状況を踏まえ、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置くこととしております。

また、乗用車新車販売において、電動車の占める割合を2035年までに100%にするという政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準を3年間で段階的に引き上げることとしております。

また、電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置等について、適用期限を3年延長することとしております。

次に、主な税負担軽減措置といたしまして、管理計画の認定を受けたマンションにおいて、長寿命化に資する大規模修繕工事が実施された場合に、その翌年度に課される建物部分の固定資産税の減額措置を創設するものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、法律の施行に合わせ、原則として令和5年4月1日とし、一部については例外的に地方税法等の改正に合わせた個別の施行日といたしております。

次に、承認第7号の中間市都市計画税条例の改正について、ご説明申し上げます。

条例改正の内容といたしましては、法律の改正に伴い、条例で引用しております地方税法の項にずれが生じたことから、これを改めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、法律の施行に合わせ、令和5年4月1日といたしております。

次に、承認第8号、中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国における令和5年度の税制改正により、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことにより、条例を改正する必要が生じましたが、政令の施行日が本年4月1日でありましたことから、税制の一体的な執行のため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付けで専決処分といたしましたので、同条第3項の規定により市議会に報告し、承認を求めるものでございます。

条例改正の内容といたしましては、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「20万円」から「22万円」に引き上げるものでございます。

次に、低所得世帯に対する国民健康保険税の軽減措置の拡充を図るものでございます。

具体的には、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の軽減判定の基準の算定におきまして、1人当たりの加算額を、5割軽減にあつては「28万5,000円」を「29万円」に、2割軽減にあつては「52万円」を「53万5,000円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

これにより、5割軽減又は2割軽減が適用される納税義務者の範囲が拡充されることから、国民健康保険税の負担を軽減される方が増加することとなります。

なお、条例の施行日につきましては、政令の施行日に合わせ、令和5年4月1日といたしております。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております専決処分3件に対する質疑は、6月22日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第20. 承認第 9号

日程第21. 承認第10号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第20、承認第9号及び日程第21、承認第10号の専決処分2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第9号、損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしましたので、ご報告申し上げます。

昨年7月10日午後6時頃、中間市道出原・新土手線において、本市在住の女性が横断歩道を横断しようとしたところ、舗装の亀裂による段差につまづいて転倒し、右肩を骨折する事故が発生しました。

本件につきましては、早急に示談をし、相手方に対して損害を賠償する必要性がありましたことから、本年4月14日付けで損害賠償の額を14万932円とし、相手方と和解することにつきまして、専決処分といたしました。

なお、損害賠償金14万932円につきましては、損害保険会社から相手方に直接支払うこととなっております。

つきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めらるるものでございます。

次に、承認第10号、損害賠償の額を定め、和解することにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分といたしましたので、ご報告申し上げます。

昨年12月13日午前10時8分頃、本市の職員が介護保険認定調査を行うために訪問した介護老人福祉施設の駐車場に公用車を駐車し、運転席側のドアを開けたところ、強風に煽られ、隣に駐車していた相手方車両の助手席側のドアに接触し、相手方車両が損傷しました。

本件につきましては、早急に示談をし、相手方に対して損害を賠償する必要性がありましたことから、先月26日付けで損害賠償の額を4万5,100円とし、相手方と和解することにつきまして、専決処分といたしました。

なお、損害賠償金4万5,100円につきましては、損害保険会社から相手方に直接支払うこととなっております。

つきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めらるるものでございます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております専決処分2件に対する質疑は、6月22日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第22．第28号議案

日程第23．第29号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第22、第28号議案及び日程第23、第29号議案の補正予算2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第28号議案、令和5年度中間市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者への支援を目的として創設された国の施策の1つである新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金につきまして、本年3月29日付けで新たに交付限度額が示されたことを受けまして、これを活用した事業を計上するものでございます。

まず、歳出につきましては、総務費におきまして、財源調整のため財政調整基金積立金を470万円減額いたしております。

また、衛生費におきまして、第29号議案でご提案いたします、令和5年度水道事業会計補正予算（第1号）に計上しております、物価高騰の影響を受ける市民の皆様及び市内事業者への支援を目的として、水道基本料金を8か月間減免する事業の実施に必要な経費として、水道事業会計繰出金に1億4,000万円を計上いたしております。

次に、この事業に要する経費の財源となる歳入につきましては、国庫支出金におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に1億3,520万円を追加計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億3,525万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ186億4,854万7,000円とするものでございます。

次に、第29号議案、令和5年度中間市水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、先ほど第28号議案でご説明いたしましたとおり、水道料金の減免に必要な経費を計上するものでございます。

本市では、水道基本料金の減免を令和4年9月から令和5年3月までの7か月間実施してきたところでございますが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額が新たに示されたことを受けまして、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の影響を受ける市民の皆様及び市内事業者を支援することを目的として、広く市民の皆様にご負担いただいている水道基本料金の減免を再度実施するものでございます。

減免の内容といたしましては、前回同様、官公庁が利用する水栓を除き、事業者を含め、市内で中間市水道事業の水栓を使用中の約1万9,500戸に対し、口径に応じた基本料金を令和5年8月から令和6年3月までの8か月間減免するものでございます。

減免の規模といたしましては、減免総額を1億4,000万円程度と見込んでおり、一

般的な世帯においては、8か月間で7,200円程度の減免となります。

それでは、補正予算の内容について、ご説明申し上げます。

収益的収入につきまして、水道料金の減免に伴う収益減として、減免額と同額の1億4,000万円を給水収益から減額し、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は一般会計で一括して受け入れることから、減免額と同額の1億4,000万円を他会計補助金のうち一般会計繰入金として計上いたしております。

以上により、予算の総額につきましては、補正前と変わらず、収益的収入における予算の総額を10億9,234万3,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております補正予算2件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の総合政策委員会及び産業消防委員会に付託いたします。

日程第24. 第30号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第24、第30号議案、令和5年度中間市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第30号議案、令和5年度中間市一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算成立後間もない時期ではございますが、その後の事情により必要となった経費を計上するものでございます。

それでは、補正の主な内容について、歳出からご説明いたします。

まず、総務費におきましては、前年度の国庫支出金の額の確定に伴う返還金に1,760万円を計上する一方、財源調整のため財政調整基金積立金を2,040万円減額いたしております。

衛生費におきましては、北九州都市圏域における脱炭素先行地域に係る取組といたしまして、地球温暖化対策実行計画の区域施策編を遠賀郡4町と共同で策定する経費に2,200万円を、中間市総合会館に第三者所有方式で太陽光パネルを設置する事業への再生可能エネルギー推進補助金に2,020万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、これらの事業に要する経費の財源となる歳入につきましては、国庫支出金におきまして、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金に2,020万円を計上いたしております。

諸収入におきましては、遠賀郡4町から受け入れる地球温暖化対策実行計画策定事業負担金に1,120万円を、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金に800万円をそれぞれ

れ計上いたしております。

以上により、歳入歳出それぞれ3,946万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ186億8,801万3,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第30号議案に対する質疑は、6月22日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第25. 第31号議案

日程第26. 第32号議案

日程第27. 第33号議案

日程第28. 第34号議案

日程第29. 第35号議案

日程第30. 第36号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第25、第31号議案から日程第30、第36号議案までの条例改正6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第31号議案、中間市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、先の3月市議会定例会において議員提案され、可決されました中間市ふるさと応援基金条例について、基金運用実務の観点から、その一部を見直すものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、基金の趣旨及び条例全体の構造を維持しつつ、積立ての方法、積み立てる額、処分方法及び公表の方法について、より明確になるように条文の構造及び表現の見直しを行うものでございます。また、用字用語の見直しも併せて行っております。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第32号議案、中間市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年4月1日にこども家庭庁が設置されたことに伴い、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が施行され、子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴うものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、条例において引用しております子ども・子育て

支援法の条項について、ずれが生じたことから、これを見直すものでございます。

また、現行の条文上、子ども・子育て会議の臨時委員についての規定に不明確な部分がありましたことから、これを明確にするよう今回の改正に合わせて見直しを行っております。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第33号議案、中間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年4月1日にこども家庭庁が設置されたことに伴い、市町村が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について条例を定めるに当たっての基準となる内閣府令が改正されたことによるものでございます。

これまで厚生労働省等が所管していた事務が内閣府に移管され、または内閣府等の共同管理となったことに伴い、子ども・子育て支援法、その他の福祉に関する法律が整備されたことにより、内閣府令におきまして、これに対応する改正が行われましたことから、本市の条例におきましても、所要の規定を整備するものでございます。

条例改正の内容といたしましては、主務大臣の変更、条項の整理等の内閣府令と同様の改正を行っております。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第34号議案、中間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、先ほどご提案いたしました第33号議案と同様に、こども家庭庁が設置されたことに伴い、条例制定の基準となる省令が改正されたことによるものでございます。

条例改正の内容といたしましては、省令と同様に、児童福祉施設に関する事務の主務大臣を内閣総理大臣に改めております。

また、先の3月市議会定例会で議決をいただきましたバスの送迎の安全管理に関する規定について、官報に省令の正誤が掲載されましたことから、これと同様の改正を行っております。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

次に、第35号議案、中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年2月1日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴うものでございます。

本市の国民健康保険の被保険者に対する出産育児一時金につきましては、条例で定める基礎額に公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度における掛金に相当する額の1万2,000円を加算して支給しているところでございます。

このたび、国の社会保障審議会において出産育児一時金の支給額について議論が行われ、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされました。

被用者保険の被保険者に対する出産育児一時金については、政令が改正され基礎額が引き上げられておりますが、他方で、国民健康保険の被保険者に対する出産育児一時金については、市町村が条例で定めることとされておりますことから、本市におきましても、国と同様に出産育児一時金の額を引き上げるものでございます。

条例改正の内容といたしましては、出産育児一時金の額を「40万8,000円」から「48万8,000円」に改めるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日とし、令和5年4月1日以後の出産に基づく出産育児一時金の支給について適用することといたしております。

次に、第36号議案、中間市火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、火災予防に係る条例制定の基準を定める総務省令である「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が本年2月21日に改正されたことによるものでございます。

電気自動車等を充電するための急速充電設備につきましては、消防法令上、同省令に規定する対象火気設備等に該当し、省令に従い制定される市町村の条例で所要の規制が設けられています。このうち全出力200キロワットを超える大出力のものについては、現在、変電設備として扱われ、より厳格な規制が設けられていますが、昨年6月7日に閣議決定された規制改革実施計画において、再生可能エネルギーの導入を促進するため、急速充電設備に係る消防法令上の対象火気設備規制における取扱いの見直し等を行うこととされました。

これを踏まえ、総務省消防庁において火災危険性の観点から検討が行われた結果、省令が改正され、急速充電設備の全出力の上限が撤廃されるとともに、火災予防上必要な措置についての見直しが行われたことから、本市の条例につきましても、省令と同様に所要の規定の整備を行うものでございます。

条例改正の主な内容といたしましては、これまで20キロワット超200キロワット以下と定められていた急速充電設備の全出力の上限を撤廃し、その充電対象を「電気自動車等」として、船舶や航空機等も対象としております。

また、急速充電設備の普及の実態を踏まえ、条例に規定する急速充電設備はコネクタを用いて充電するものであることを明確にし、これ以外のものは変電設備として取り扱うことといたしました。

さらに、分離型の急速充電設備には、充電ポストが含まれることを明示するとともに、充電ポストについては、その筐体を不燃性の金属材料で造らなくてもよいこととしたほか、

建築物からの離隔距離を保つ必要はないことといたしております。

このほか、受動喫煙防止のために健康増進法に基づく喫煙専用室の標識が設置されている場合には、火災予防条例に基づく標識を不要とするなど、喫煙所の表示に関する規定を見直しております。

なお、条例の施行日につきましては、原則として公布の日とし、急速充電設備の規制に関する規定については、省令改正の施行日にあわせ、令和5年10月1日といたしております。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております条例改正6件に対する質疑は、6月22日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第31. 第37号議案

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第31、第37号議案、中間市第5次総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第37号議案、中間市第5次総合計画基本構想の策定について、提案理由を申し上げます。

近年の我が国の社会経済情勢を見ますと、さまざまな分野において、人口減少や少子高齢化の進行による影響が懸念されております。これは、本市においても同様であり、人口減少に伴う歳入の減少や高齢化率の上昇に伴う社会保障関連経費の増加に加え、老朽化した公共施設の対策など、今後乗り越えなくてはならない課題が山積しております。

これらの課題に対応し、子どもたちの笑顔があふれ、若い世代が将来に希望を持ち、高齢者が元気に生きがいを持って暮らしていくことができる中間市を市民の皆様とともに作り上げていくためには、長期的な視点に立った総合的かつ計画的な行政運営が必要でありますことから、その指針となる中間市第5次総合計画を策定することといたしました。

中間市第5次総合計画の策定に当たりましては、市民の皆様から多様なご意見やご提言をいただくためにパブリックコメントを実施いたしました。また、学識経験者や民間各種団体の代表、市民の代表など9人の委員で構成される中間市総合計画策定審議会に諮問し、パブリックコメントでいただいたご意見を含め、さまざまな見地から熱心にご審議いただき、本年3月31日に中間市第5次総合計画の基本構想及び基本計画について答申をいただいております。

私といたしましては、策定過程におけるさまざまなご意見を踏まえたこの答申の趣旨を

最大限尊重し、本市の強みやポテンシャルを見つめ直し、さらに磨きをかけていくことで、市民の皆様が誇れる中間市を実現していくことが重要であると考えております。

それでは、基本構想の主な内容について、ご説明いたします。

まず、序論として、計画策定の概要、本市における課題、本市の地理的位置などの状況を示しております。

次に、本論として、将来にわたって持続可能な「夢がかなうまちなかま」を将来像として掲げ、2060年に2万3,026人を上回る人口の将来展望、将来像の実現を目指すための施策の大綱を示しております。

つきましては、中間市総合計画条例第4条の規定により、中間市第5次総合計画の基本構想の策定について、議会の議決を求めるものでございます。

なお、議決をいただきましたら、今後は、基本構想において示す施策の大綱に基づき、将来像の実現を目指すために「都市基盤」、「環境」、「産業」、「保健福祉」、「教育」、「安全安心」及び「行政経営」、この7つの行政分野で政策を設け、相互に連携させながら展開していくことで、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進することといたしております。

どうぞご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

ただいま議題となっております第37号議案に対する質疑は、6月22日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第32. 委員会提出議案第3号

○議長（中野 勝寛君）

次に、日程第32、委員会提出議案第3号、中間市第5次総合計画基本構想の策定に関する審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。柴田広辞議会運営委員長。

○議会運営委員長（柴田 広辞君）

委員会提出議案第3号、中間市第5次総合計画基本構想の策定に関する審査特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。

今回の特別委員会の設置については、本定例会において、先ほど議案の提案がありました「第37号議案中間市第5次総合計画基本構想の策定について」に関し、調査及び審査を行うために設置するものでございます。

第5次総合計画基本構想は、先ほど市長からの提案理由にもありましたとおり、「都市基盤」、「環境」、「産業」、「保健福祉」、「教育」、「安全安心」及び「行政経営」の7つの行政分野で、今後の中間市の将来像の実現を目指す、多岐の分野にわたる計画でございます。

このようなことから、第5次総合計画基本構想の策定に当たりましては、常任委員会の枠を超えた総合的な調査及び審査を行う必要があると思われるところでございます。

特別委員会の概要でございますが、名称は「中間市第5次総合計画基本構想の策定に関する審査特別委員会」でございます。議長を除く15人の全議員で構成するもので、設置期限は第37号議案の審査が終了するまでで、閉会中も審査をできることとしております。以上が、議案の提案理由でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中野 勝寛君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております委員会提出議案第3号については、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（中野 勝寛君）

討論なしと認めます。

これより、委員会提出議案第3号、中間市第5次総合計画基本構想の策定に関する審査特別委員会の設置についてを採決いたします。この採決は電子表決により行います。

本案について賛否の表決を求めます。ボタンを押してください。

（賛成・反対ボタンにより電子表決）

○議長（中野 勝寛君）

押し間違いはありませんか。——なしと認め、確定いたします。

賛成多数であります。よって、委員会提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

ただいま設置されました中間市第5次総合計画基本構想の策定に関する審査特別委員会の委員の選任については、中間市議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長除く全議員15人を指名いたします。

この際、暫時休憩いたします。休憩中に中間市議会委員会条例第8条第2項の規定により、中間市第5次総合計画基本構想の策定に関する審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

午前11時06分休憩

.....

午前11時18分再開

○議長（中野 勝寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の日程に入ります前に、ただいま休憩中に開催されました、中間市第5次総合計画基本構想の策定に関する審査特別委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。

中間市第5次総合計画基本構想の策定に関する審査特別委員会の委員長に山本慎悟君、副委員長に中尾淳子さんがそれぞれ当選されました。

日程第33. 会議録署名議員の指名

○議長（中野 勝寛君）

これより日程第33、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第85条の規定により、議長において、山本慎悟君及び井上太一君を指名いたします。

○議長（中野 勝寛君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前11時18分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 中 野 勝 寛

議 員 山 本 慎 悟

議 員 井 上 太 一